

○東京藝術大学音楽学部施設整備安全衛生委員会内規

〔平成13年5月10日
制 定〕

改正 平成14年9月19日 平成18年3月12日
平成21年2月5日 平成23年7月8日
平成25年9月19日 平成25年10月24日

(設置)

第1条 東京藝術大学音楽学部（以下「学部」という。）に、東京藝術大学音楽学部施設整備安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学部の施設整備に関すること。
- (2) 学部施設の改修及び営繕に関すること。
- (3) 学部施設の長期計画の策定に関すること。
- (4) 学部の安全衛生に関すること。
- (5) その他委員会で必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 作曲、声楽、オペラ、ピアノ、オルガン、弦楽、管打楽、室内楽、古楽、指揮、邦楽、楽理、音楽教育、ソルフェージュ、応用音楽学、言語芸術、音楽環境創造、演奏芸術センターから選出された各1人
- (2) 安全衛生に関する専門的知識を有する者

(任期)

第4条 前条に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代行する。

(専門部会)

第6条 委員会に、学部施設の改修及び営繕に関する専門的事項を調査・検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関する事項は、別に定める。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立し、議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、音楽学部事務部において処理する。

(その他)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この内規は、平成13年5月10日から施行する。
- 2 この内規の施行後、初めて任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成14年9月19日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年2月5日から施行し、平成20年8月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。